

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-27)

施策名	目標6-1環境リスクの評価				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室		作成責任者名	早水 輝好 戸田 英作	
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</li> <li>化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。</li> <li>子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健全な環境の実現を図る。</li> </ul>				目標設定の考え方・根拠	化学物質環境実態調査推進検討会。化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会。中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会。子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画。			政策評価実施予定時期	平成25年6月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 化学物質環境実態調査分析調査	-	-	-	-	115	-	-	-	-	化学物質環境実態調査推進検討会において、化学物質対策に係る関係各課室からの要望物質に基づき化学物質環境実態調査を行う物質数・媒体数については、毎年度選定することとされたため。なお、調査物質等は毎年度省内関係各課室から要望を聴取し決定しているため、25年度以降は未定。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
2 化学物質の内分泌かく乱作用に関する試験方法及び評価方法の確立、並びに評価の実施										当事業において、これまでに開発した試験法をOECDでテストガイドライン化し、平成22年からは、EXTEND2010に沿って、化学物質の選定、個別の物質の試験を実施しており、今後はこの試験結果等を踏まえ、各物質の評価を進めることとしている。そのための情報収集及び調査研究について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは現時点で困難。
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
3 環境リスク等初期評価実施物質数	57	H16年度	20	H23年度	未定	-	-	-	-	中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において、環境リスク等初期評価実施物質数を毎年度更新することとされているため。
4 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積)	-	-	-	-	74,000	100,000	100,000	100,000	100,000	子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画に基づき、10万組の親子を対象とし、リクルート3年間、追跡調査13年間にわたる大規模疫学調査を実施する。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
化学物質環境実態調査費(関連:24-41)(昭和49年度)	409(308)	383	272	1	<達成手段の概要> 一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握するため、化学物質対策関連部署の要望に基づき毎年異なる物質を選定し、調査に必要な分析法の開発、及び地方公共団体への試料採取などの委託により、全国規模での環境調査を実施するとともに、環境残留性が高く環境残留実態の推移の監視が必要な物質については経年的な調査を実施する。 <達成手段の目標(24年度)> 115物質数、媒体数の分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握する。					

(2)	化学物質審査規制法の優先評価化学物質に係る環境調査事業(関連24-41) (平成24年度)	-	-	45	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 改正化審法の下で優先評価物質として指定された物質について、高感度の分析法を用いて、水質、底質、生物及び大気等の環境媒体ごとに調査を行い、リスク評価を進める上で必要とされるばく露情報を的確かつ円滑に提供する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 16物質数・媒体数の分析 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 化審法による速やかな規制措置の実施等に貢献する。</p>
(3)	化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業(関連:24-41) (平成19年度)	255 (246)	345	234	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 必要な調査研究や試験法の開発等の進展 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。</p>
(4)	微量化学物質健康影響評価等調査費 (平成8年度)	16 (24)	16	11	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 微量な化学物質と健康影響等との関連性についての知見の収集・分析を行うとともに、個体間の遺伝学的な差異にも着目しながら化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 遺伝学的な個体差や症状等に着眼して、微量な化学物質による健康影響について評価検討を行う &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズムの解明</p>
(5)	化学物質の複合影響に関する調査事業 (平成8年度)	5 (0)	5	18	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 化学物質の複合影響について、国際的取組状況を含めた情報の収集及び調査研究等を実施し、行政的対応の必要性について検討を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 化学物質の複合影響についての科学的な評価手法の開発 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</p>
(6)	化学物質の環境リスク初期評価推進事業 (平成9年度)	149 (116)	119 (114)	80	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 環境リスク初期評価を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において、環境リスク等初期評価実施物質数を毎年度更新することとされているため未定。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施する。</p>
(7)	子どもの健康と環境に関する全国調査 (平成14年度)	729 (444)	96 (93)	1,607	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 全国で10万組の参加者(親子)を募集・登録し、追跡調査を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 74,000組の参加者(親子)の登録 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; より精緻で大規模な疫学調査を実施する。</p>

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-28)

施策名	目標6-2環境リスクの管理				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室		作成責任者名	早水 輝好 戸田 英作 瀬川 恵子	
施策の概要	化学物質審査規制法(以下、化審法という)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下、化管法という)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進				
達成すべき目標	化学物質について化審法に基づき、リスク評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。			目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度			政策評価実施予定時期	平成25年6月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 化学物質ファクトシートの作成・更新数(累計)	-	-	-	-	20	-	-	-	-	化学物質に関する情報は専門的で理解が難しいことから、化管法第17条第4項に基づき、PRTR対象物質について、専門家以外でもわかりやすい情報に整理した化学物質ファクトシートを作成または更新し、情報提供を行う。
2 化学物質アドバイザーの派遣数	-	-	-	-	36	-	-	-	-	化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深めるとともに、そのための人材の育成を図る。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
3 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:トン)										化管法のPRTR制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進を通じて、環境の保全上の支障を未然に防止するため。
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
4 ダイオキシン類の耐容1日摂取量(推計)(pg/kg/day)			4以下		4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
5 (スクリーニング評価実施物質数/スクリーニング評価対象物質数)×100	-	-	100%	-	100	100	100	100	100	平成23年4月に改正法が全面施行した化審法において、製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして優先評価化学物質を指定をした上で、段階的に情報収集を求め、国がリスク評価を行う効果的、効率的な体系を導入することとなっているため。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等
	22年度	23年度			
(1) PRTR制度運用・データ活用事業 (平成11年度)	168 (125)	123	94	1、3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt;            化学物質ファクトシート追加物質数20</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用することにより、関係者の自主的な取組を促進し、PRTR対象化学物質の環境中への排出量を削減するために寄与する。</p>
(2) 地域での化学物質の環境リスク低減支援(関連24-41) (平成23年度)	-	16	7	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt;            化学物質アドバイザー派遣数36回以上、リスク解析支援ツールの詳細設計の実施</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。</p>
(3) ダイオキシン類の耐容1日摂取量調査 (平成10年度)	22 (10)	116 (116)	43	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt;            耐容1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。</p>
(4) 化学物質審査等事務 (平成24年度)	9 (8)	16 (15)	14	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt;            事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt;            製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;            化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。</p>

施策名	目標6-3国際協調による取組				担当部局名	環境安全課		作成責任者名	早水 輝好	
施策の概要	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、現在制定に向けて国際交渉中の水銀条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進				
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。			目標設定の考え方・根拠	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)等の化学物質関係の各条約			政策評価実施予定時期	平成25年6月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1	GHSに基づく環境有害性分類を新規に実施した分類物質数	-	-	-	190	-	-	-	-	既分類物質数の増加が、化学物質の環境に対する有害性に情報の充実につながるため。目標値は、平成23年度執行額に対する平成24年度予算額の割合(93%)と平成23年度の分類物質数(204物質)を踏まえ設定したものの。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
2	化学物質に関する国際的プロジェクト等への貢献、連携の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	地球規模での有害物質による汚染の防止のために国際的な協調のもと取組を進めていく必要があるため。
3	アジア太平洋地域における物質管理等の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	アジア太平洋地域において、我が国の技術、知見を活かした貢献を進めていく必要があるため。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1)	国際分担金等経費(平成10年度)	27(25)	24	19	2	<達成手段の概要> POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 適切な資金拠出の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> POPsによる環境リスクの削減及び化学物質の安全性に関する国際的な評価手法の開発等に資する。				
(2)	POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費(平成13年度)	220(168)	196	156	-	<達成手段の概要> POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、総合的な対応行う。また、平成24年8月に改定した国内実施計画に基づき、環境中におけるPOPsの残留状況をより正確に把握していく。 <達成手段の目標(24年度)> 119地点で採取した試料について、POPs条約対象物質及び候補物質11物質群を分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的な取組として、条約第16条の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリング体制の構築に寄与していく。				



(3)	水銀条約に関する交渉に向けた戦略の検討 (関連:24-41) (平成19年度)	44 (56)	23	41	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 水銀条約の制定に向けて、条約交渉での我が国対処方針及び国内対応策について、戦略的に検討する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 条約交渉において、水俣病経験国として主張を適切にインプットし、国際的な水銀対策の推進に貢献する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 国内外の水銀対策の推進に貢献する。</p>
(4)	我が国における有害金属の高精度の環境監視(関連:24-41) (平成19年度)	9 (25)	14	11	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 我が国における水銀等有害金属の大気中バックグラウンド濃度を測定することにより、我が国周辺地域からの水銀等有害金属の大気を介した流入による影響の把握を進める。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 環境中における水銀等のバックグラウンド濃度の監視</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 条約交渉での我が国対処方針の検討や将来の条約有効性評価のための基礎データとして活用する。</p>
(5)	アジア太平洋地域における将来濃度予測(関連:24-41) (平成19年度)	16 (14)	13	12	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 東アジア地域等における水銀等有害金属の長距離移動特性のモデル予測を通じ、同地域等における水銀等有害金属の排出量推計を行うことにより、排出削減対策の効果を予測する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; モデル予測の精緻化</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 今後の国際交渉やアジア太平洋地域における適切な排出削減対策の検討に資する。</p>
(6)	外交会議準備経費 (平成23年度)	0	18	39	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 平成25年後半に開催される外交会議の開催形態及び運営体制について必要な調査・分析等を実施し、具体的な計画を策定する。また、水銀条約の政府間交渉委員会の会期間会合を我が国で開催し、予想される論点について議論する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 外交会議の運営計画策定及び条約交渉の円滑化</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 国内外の水銀対策の推進に貢献する。</p>
(7)	水銀条約制定促進のための拠出金(関連:24-41) (平成23年度)	-	45	41	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; UNEP事務局の予算的な制約のため、条約制定に向けた政府間交渉委員会の運営等に必要となる諸作業に支障がでることが懸念されているところ、我が国として円滑な条約交渉の進行に貢献するため、UNEPIに対して資金拠出を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 適切な資金拠出の実施</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 国内外の水銀対策の推進に貢献する。</p>
(8)	化学物質国際動向対応業務(H23:SAICM国内実施計画に係る検討等調査業務) (平成21年度)	26 (25)	18	13	2,3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 各国でSAICMに基づき実施されている化学物質管理施策について調査を実施するとともに、我が国の取組状況を内外に示すためにSAICM国内実施計画を策定する。また、SAICMの意義やSAICM国内実施計画を周知するためのセミナーを開催する。さらに、OECDIにおいて定期的に開催される合同会合や個別のプログラムに参画し、我が国の取組や意向をOECDの活動内容に反映させる。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; SAICM国内実施計画の策定及び我が国の取組を周知するためのセミナーの開催</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 各国において実施されている化学物質管理施策を推進する。</p>

(9)	ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業 (関連:24-41) (平成19年度)	19 (18)	23	16	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; OECD等において安全性に関する取組が進んでいるものの、未だ知見が十分ではないナノ材料について、環境中への放出による悪影響を未然防止するための管理技術の有効性評価に関する研究調査を行うとともに、生態毒性試験法の開発を行う。また、毒性や環境ばく露に関する国内外の動向を把握し、知見を収集する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; ナノ材料の環境中への放出防止に係る管理技術の検討及び新たな環境リスク評価方法の確立等に関する検討</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 適切なナノ材料の環境リスク評価方法の確立に資する。</p>
(10)	国民参加型の政策形成推進事業 (平成23年度)	-	2	1	2,3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; SAICMにおいて、化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの多様な主体の参加が求められていることから、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する「化学物質と環境に関する政策対話」を設置する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 「化学物質と環境に関する政策対話」の円滑な開催</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向け、意見交換、合意形成等を通じた政策提言の取りまとめを目指す。</p>
(11)	化学物質の有害性分類・ラベル調査及びラベル情報の提供 (平成21年度)	9 (9)	7	5	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; GHSによる有害危険性分類が行われていない物質について、環境に対する有害危険性に係る分類を実施する。また、分類基準の見直し等があった既分類の物質について分類結果を見直す。</p> <p>&lt;達成手段の目標(24年度)&gt; 190物質について環境危険有害性に係るGHS分を新規に実施</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 適切な化学物質管理に資する。</p>

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-30)

施策名	目標6-4国内における毒ガス弾等対策				担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名	戸田 英作		
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進				
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。			目標設定の考え方・根拠	国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成25年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 A事案区域等における環境調査等事業(調査件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。事案の発生毎に対応するため、目標値の設定は困難。
2 茨城県神栖市における緊急措置事業等の実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健康被害者対策の規模を示す指標として設定。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1) A事案における環境調査等(平成15年度)	61(42)	61(3.6)	60	1	<達成手段の概要> A事案区域等において環境調査等を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 地下水調査、土壌調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施し、もって、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 旧軍毒ガス弾等による被害を未然に防止することにより、国民の安全・安心を確保する。					
(2) 健康に関する調査研究(平成15年)	26.7(7.6)	369.5(357)	138	2	<達成手段の概要> 茨城県神栖市において発生している健康被害について、調査研究を実施する。 <達成手段の目標(24年度)> これまでの研究成果による知見の集積を元に、適切に研究内容を見直しつつ実施していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。					